

農林水産局 ICT活用工事共通仕様書

(令和7年10月 広島県)

1 共通事項

第1節 ICT活用工事の実施について

- 1 受注者は、ICT活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ様式「ICT活用工事計画書」を工事打合せ簿により協議を行い、協議が整った場合にICT活用を行うことができる。

【様式「ICT活用工事計画書」のダウンロード先】

広島県の調達情報 > 技術管理基準等 > ICT関係資料 > ICT関係資料（農林水産局）> ICT関係様式集> ICT活用工事計画書

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index07.html>

- 2 受注者は、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議し、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

第2節 ICT活用工事における用語の定義

1 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

2 施工管理基準

施工管理基準とは、「土木工事施工管理基準」（広島県）及び「農林土木工事施工管理基準」（広島県）をいう。

第3節 ICT活用工事の費用について

受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに、ICT活用の具体的な工事内容及び対象範囲について発注者へ協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については各段階を設計変更の対象とし、特記仕様書の記載に応じて、それぞれ次に基づき費用を計上する。

1 「ICT活用工事（農業土木）」の場合

「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省 令和7年4月）」

2 「ICT活用工事（森林土木）」の場合

「令和7年度 治山林道必携 積算・施工編（林野庁）」

「森林整備保全事業 ICT活用工事試行積算要領（林野庁）」

第4節 アンケートについて

受注者は、活用効果等に関するアンケート調査に協力するものとし、完成検査までに電子データで監督職員に提出するものとする。

なお、ICT活用工事を実施しなかった場合においてもアンケートに回答すること。

【様式「アンケート調査表」のダウンロード先】

広島県の調達情報 > 技術管理基準等 > ICT 関係資料 > ICT 関係資料（農林水産局）> ICT アンケート>農林水産局 ICT 活用工事アンケート

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index07.html>

第5節 その他

本共通仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

2 「ICT活用工事（土工）」

第1節 ICT活用工事（土工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(4)及び(5)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～クから選択（複数可）して測量を行うものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- エ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- オ RTK-GNSSを用いた起工測量
- カ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- キ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記2(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

ア ICT建設機械による施工においては、上記2(2)で作成した3次元設計データを用い、イのICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。その場合、受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を「別記様式1 稼働実績報告書」に記入し、稼働状況が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録など）とともに、毎月7日までに監督職員へ提出するものとする。

【様式「稼働実績報告書」のダウンロード先】

広島県の調達情報 > 技術管理基準等 > ICT 関係資料 > ICT 関係資料（農林水産局）
> ICT

関係様式集>別記様式1 稼働実績報告書

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index07.html>

イ 3次元MC（マシンコントロール）または3次元MG（マシンガイダンス）建設機械
建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

ウ 位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

エ 受注者は、ICTを活用する項目として、1(3)ICT建設機械による施工を選択していない場合においても、丁張等設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～クから選択（複数可）して出来形管理を行う。出来形管理に当たっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪によって面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよいものとし、その場合もICT活用工事とする。

ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

オ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

キ RTK-GNSSを用いた出来形管理

ク 施行履歴データを用いた出来形管理

土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」（国土交通省）により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わり、その都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

(5) 3次元データの納品

上記2 (1)、(2) 及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記2 (1)～(5)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

5 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

3 ICT活用工事（舗装工）

第1節 ICT活用工事（舗装工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(4)及び(5)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～エから選択（複数可）して測量を行うものとする。

- ア 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- エ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記2 (1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

ICT建設機械による施工においては、上記2 (2)で作成した3次元設計データを用い、次のICT建設機械を使用し施工を実施する。

なお、受注者は、ICTを活用する項目として、1 (3)ICT建設機械による施工を選択していな

い場合においても、丁張等設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

ア 3次元MC（マシンコントロール）建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、敷均しを実施する。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～エから選択（複数可）して出来形管理を行う。

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪によって面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、ア～エを適用することなく、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、2(5)によって納品するものとする（降雪・積雪等により工期内の計測が困難な場合は除く）。

また、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

ア 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

イ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ウ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

エ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

上記2(1)、(2)及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記2(1)～(5)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

5 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

4 ICT活用工事（付帯構造物設置工）

第1節 ICT活用工事（付帯構造物設置工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(4)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(3)及び(4)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分

的に活用する工事とする。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) 3次元出来形管理等の施工管理
- (4) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

- (1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

なお、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用できるものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ RTK-GNSSを用いた起工測量

- (2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や2(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。

TIN形式でのデータ作成は必須としない。

- (3) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～キから選択（複数可）して出来形管理を行う。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- オ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- キ RTK-GNSSを用いた出来形管理

- (4) 3次元データの納品

上記2(1)、(2)及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

4 上記2(1)～(4)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 5 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

5 ICT活用工事（法面工）

第1節 ICT活用工事（法面工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(3)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(1)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元出来形管理等の施工管理
- (3) 3次元データの納品

- 2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～エから選択（複数可）して測量を行うものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ RTK-GNSSを用いた起工測量

(2) 3次元出来形管理等の施工管理

ア 受注者は、工事の施工管理において、次の（ア）～（キ）から選択（複数可）して出来形管理を行う。

また、次の（ア）～（エ）による面的な出来形管理を行う場合は、工事検査前に工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、次の2(3)によって、納品するものとする。

- （ア） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- （イ） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （ウ） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （エ） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- （オ） トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- （カ） トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- （キ） RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係が原因でＩＣＴを用いた計測によつては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を実施してもよい。

イ 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記２(２)アで定める計測技術における、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 国土交通省」による。

ウ 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

(3) ３次元データの納品

上記２（１）及び（２）により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記２(１)～(３)の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

5 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

6 ＩＣＴ活用工事（擁壁工）

第１節 ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について

1 ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスにおいて、ＩＣＴを全面的に活用する工事であり、次の(１)～(４)の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをいう。また、簡易型ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(２)、(３)及び(４)の実施を必須とし、ＩＣＴ施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) ３次元起工測量
- (2) ３次元設計データ作成
- (3) ３次元出来形管理等の施工管理
- (4) ３次元データの納品

2 受注者は、共通事項第１節で協議した項目について、ＩＣＴを用い、次の施工を実施する。

(1) ３次元起工測量

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、擁壁工の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員と協議の上、そ

の起工測量データを活用できるものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ R T K - G N S S を用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記 2 (1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データ作成は I C T 土工等と併せて行うが、I C T 擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（T I N）形式での作成は必要としない。

(3) 3次元出来形管理等の施工管理

ア 受注者は、工事の施工管理において、次のア～キから選択（複数可）して出来形管理を行う。

また、次の(ア)～(エ)による面的な出来形管理を行う場合は、工事検査前に工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、次の 3 (4) によって、納品するものとする。

- (ア) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- (イ) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (ウ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (エ) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (オ) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- (カ) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- (キ) R T K - G N S S を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係が原因で I C T を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよい。

イ 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記 2 (3) アで定める計測技術を用い、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 国土交通省」による。

ウ 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

(5) 3次元データの納品

上記 2 (1)、(2) 及び(3)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記 2 (1)～(5)の施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 4 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

7 ICT活用工事（ほ場整備工）

第1節 ICT活用工事（ほ場整備工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(4)及び(5)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

- 2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ RTK-GNSSを用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記2(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

(3) ICT建設機械による施工

ア ICT建設機械による施工においては、上記2(2)で作成した3次元設計データを用い、イのICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

イ 3次元MC（マシンコントロール）または3次元MG（マシンガイダンス）建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、表土整地、基盤造成を実施する。

ウ 位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

エ 受注者は、ICTを活用する項目として、1(3)ICT建設機械による施工を選択していない場合においても、丁張等設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア〜クから選択（複数可）して出来形管理を行う。

出来形管理に当たっては、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、ア〜クを適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。また、降雪・積雪によって面管理が実施できない場合においても、管理断面及び変化点の計測による出来形管理が選択できるものとする。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、2(5)によって納品するものとする。

ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

オ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

キ RTK-GNSSを用いた出来形管理

ク 施工履歴データを用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

上記2(1)、(2)及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記2(1)～(5)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 4 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8 ICT活用工事（ため池改修工）

第1節 ICT活用工事（ため池改修工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(4)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(3)及び(4)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事とする。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) 3次元出来形管理等の施工管理
- (4) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ RTK-GNSSを用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記2(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(3) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～キから選択（複数可）して出来形管理を行う。ただし、刃金土幅については、単点計測技術を用いる。

- ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- イ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- オ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- カ RTK-GNSSを用いた出来形管理

(4) 3次元データの納品

上記2(1)、(2)及び(3)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

- 3 上記2(1)～(4)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。
また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
- 5 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

9 ICT活用工事（水路工）

第1節 ICT活用工事（水路工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(3)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。

- (1) 3次元設計データ作成
- (2) 3次元出来形管理等の施工管理
- (3) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書のデータ等を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(2) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～エから選択（複数可）して出来形管理を行う。

ア 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

イ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

ウ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

エ RTK-GNSSを用いた出来形管理

(3) 3次元データの納品

上記2(1)及び(2)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記2(1)～(3)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

10 ICT活用工事（暗渠排水工）

第1節 ICT活用工事（暗渠排水工）について

1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて、ICTを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(5)の全ての段階でICT施工技術を活用することをいう。また、簡易型ICT活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(4)及び(5)の実施を必須とし、ICT施工技術を部分的に活用する工事をいう。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、ICTを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

ICTを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、暗渠排水工の設計図面上においては、設計標高が記載されておらずほ場全面の測量を行う必要があるため、アを用いることを基本とする。

ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記2(1)で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

ア ICT建設機械による施工においては、上記2(2)で作成した3次元設計データを用い、イのICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

イ 3次元MC（マシンコントロール）または3次元MG（マシンガイダンス）建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、掘削、床掘を実施する。

ウ 位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

エ 受注者は、ICTを活用する項目として、1(3)ICT建設機械による施工を選択していない場

合においても、丁張等設置等には積極的に3次元設計データを活用するものとする。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、次のア～ウから選択（複数可）して出来形管理を行う。

なお、暗渠排水工に伴う基礎砕石と疎水材の出来形管理は含まないものとする。

ア トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

イ R T K - G N S Sを用いた出来形管理

ウ 施工履歴データを用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

上記2（1）、（2）及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記2（1）～（5）の施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

11 I C T活用工事（地盤改良工）

第1節 I C T活用工事（地盤改良工）について

1 I C T活用工事

I C T活用工事とは、施工プロセスにおいて、I C Tを全面的に活用する工事であり、次の(1)～(5)の全ての段階でI C T施工技術を活用することをいう。また、簡易型I C T活用工事とは、施工プロセスにおいて次の(2)、(4)及び(5)の実施を必須とし、I C T施工技術を部分的に活用する工事をいう。

(1) 3次元起工測量

(2) 3次元設計データ作成

(3) I C T建設機械による施工

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

(5) 3次元データの納品

2 受注者は、共通事項第1節で協議した項目について、I C Tを用い、次の施工を実施する。

(1) 3次元起工測量

I C Tを用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、地盤改良工の関連施工としてI C T土工等が行われる場合、監督職員と協議の上、その起工測量データを活用できるものとする。

ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

- イ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ウ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- エ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- オ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- カ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- キ R T K - G N S Sを用いた起工測量

(2) 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や上記 2 (1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、地盤改良工における3次元設計データとは、「3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工編）（固結工（スラリー攪拌工）・バーチカルドレーン工編）（案）」（国土交通省）で定義する地盤改良設計データのことをいう。

(3) I C T建設機械による施工

I C T建設機械による施工においては、上記 2 (2) で作成した3次元設計データを用い、ア、イの I C T建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

ア 3次元MC（マシンコントロール）または3次元MG（マシンガイダンス）建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

イ 3次元MG地盤改良機

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、工事の施工管理において、施工履歴データを用いた出来形管理を行う。

受注者は地盤改良の出来形管理については、施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員と協議の上、従来手法による出来形管理を行ってもよい。ただし改良範囲の施工履歴データは次の 2 (5) によって納品するものとする。

(5) 3次元データの納品

上記 2 (1)、(2) 及び(4)により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 上記 2 (1)～(5)の施工を実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注

者に貸与するものとする。

- 4 「施工管理基準」に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。